

これだけは知っておきたい
大学生のマイナンバーと税の話

マイナンバーってなに？
いつから始まるの？ どうして必要？



確実にマイナンバー通知を
受け取るためにすべきこと



バイト先や就職先で
マイナンバーを
提供する際の注意点

所得税が戻ってくる！？
知って得する税の話

留学生の疑問を解決



あなたは知ってる？
平成27年10月～
ひとりにひとつ
マイナンバー



What is マイナンバー 大学生も、留学生も

平成27年10月から住民票を有する全ての人に、
1人1つのマイナンバー（個人番号）が通知されます。

1. マイナンバーとは何のこと？

国民一人ひとりが持つ12桁の番号のことです。
番号が漏えいし、不正に使われる恐れがある場合を除き、一生変更されませんので大切にしてください。

2. どうしてマイナンバーが必要なの？

- 1. 行政の効率化**
行政機関などの業務に要している時間や労力や、作業の重複などの無駄が削減されます。
- 2. 国民の利便性の向上**
行政手続きが簡素化され、国民の手続きが軽減。行政機関が持つ自分の情報が確認できます。
- 3. 公平・公正な社会の実現**
納税を不当に免れることや給付を不当に受けることを防止します。

3. 自分のマイナンバーはどう知るの？

平成27年10月から市町村区より
住民票の住所にマイナンバー通知（通知カード）
が送られます。外国籍でも住民票のある人は対象になります。

10月までに住民票の確認や異動を行ってください。
※一人暮らしの学生は特に要注意だね！

4. インターネットから閲覧できるの？

平成29年1月からマイナポータルで地方公共団体
や行政機関の間での個人情報のやり取りの記録が、
ご自宅のパソコンでも確認できるようになります。
※マイナポータルの機能の詳細は検討中です。

5. 個人番号カードとは何のこと？

マイナンバーの通知後に市町村区に申請をすれば
身元証明や様々なサービスに利用できる
個人番号カードが公布されます。



6. いつマイナンバーが必要？

平成28年1月から社会保障、災害対策、税の
行政手続きを行うときにマイナンバーが必要になります。



- ◆ 年金の資格取得や給付
- ◆ 雇用保険の資格取得や確認、給付
- ◆ 医療保険の給付請求
- ◆ 福祉分野の給付、生活保護など

- ◆ 被災地生活再建支援金の支給
- ◆ 被災者台帳の作成事務 など

- ◆ 税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書などに記載
- ◆ 税務当局の内部事務 など

アルバイトをしている学生に
関係があるのはここ！

大学生もアルバイト先に
マイナンバーを提供しなければなりません

なぜアルバイト先に マイナンバーを提供しなければならないの？

【図1】アルバイト代をうけとるまで



通常アルバイトの給与は源泉徴収（所得税等を天引き）されて支給されています。
それは、従業員に代わって会社が税金を納めているからです。
その際に必要な源泉徴収票などの書類にマイナンバーを記載しなければならないため、
学生もアルバイト先にマイナンバーを提供することが義務となります。

マイナンバー提供の際の注意点

□ 給与や報酬を受け取ることが確定している時点で
マイナンバーを提供しましょう。

企業はまだ雇うか雇わないか決まっていない人からマイナンバーを
もらってはいけないというきまりがあります。
就職活動などの面接時にマイナンバー提供を求められることはありません。
働くことが決まってから提供しましょう。

□ アルバイト先に初めてマイナンバーを提供する際
はまさに本人であることの身元確認と、番号確認
ができる書類も提出しなければなりません。

番号確認は10月から送られる通知カード、または個人番号カードを提示
してください。身元確認は運転免許証やパスポートなどの写真の入った公
的身分証明証のほか、学生であれば学校が発行した写真入りの学生証の提
示も認められます。

留学生はぜひCHECK！

外国語でマイナンバーについて解説しています。
英語、中国語、韓国語、スペイン語、フランス語、ドイツ語、タイ語、ヒンディー
語、トルコ語、ロシア語、ベトナム語、チベット語、カンボジア語、ベトナム語、
ビルマ語、フィリピン語、インドネシア語、ラオス語、マレーシア語、モンゴル語、
ベトナム語、ウルドゥー語、ウズベク語、アラビア語、ポルトガル語

【政府広報オンライン】

【内閣官房HP】

マイナンバーに関する詳細はこちら

<http://www.gov-online.go.jp/>

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

マイナンバーに関するお問い合わせ（全国共通ダイヤル）

☎0570-20-0178 平日9時30分～17時30分（土日祝日・年末年始を除く）

アルバイトしている学生に朗報！？ 所得税払いすぎでない？？

多くの人のアルバイト代は
源泉徴収された額が給与として支給されています。
実は年収103万円以下の方は
所得税が全額戻ってくることを知っていますか？？



1ページ目左下【図1】の通り、多くの場合アルバイトで支給される給与は源泉徴収（所得税等が天引き）された額になります。しかし、1年間のアルバイト代の総額が103万円以下の場合は所得税を支払う義務はありません。所得税を返してもらうためには、アルバイト先の会社が年末調整（1年間に徴収した源泉徴収税額とその年に納めるべき税額との過不足額を計算して、その差額を本人から徴収又は還付する手続き）を行うか、自分自身で税務署へ行き確定申告（自分の所得を正確に計算して、所得税の過不足を計算する手続き）を行う必要があります。

【図2】アルバイトと税法

給与取得	扶養家族	国民健康保険	所得税
103万円以下	外れない	扶養内	払わない
103万円超～130万円以下	外れる	扶養内	払わない
130万超	外れる	自分で加入	払う

103万の整ってなに？？

年収103万円超～130万円以下の場合でも学生自身の所得税は全額戻ってきますが、その学生を扶養している人の所得税が増えます。そのため、一般的に学生のアルバイト所得は年収103万円以下に抑えることが好ましいといわれています。

特に還付が期待される人は以下の通りです。アルバイト先で年末調整をしてもらっていない可能性が高いため、所得税を払いっぱなしになっているかもしれません。

- ✓ 12月31日時点でアルバイトをやめてしまっている人
- ✓ アルバイトを掛け持ちしている（していた）が、年末調整の書類（給与所得の扶養控除等の申告）に押印していない人

アルバイトを掛け持ちしていた場合、そのすべてのアルバイトの合計の給与所得が103万円以下（130万円以下）の場合のみ所得税が戻ってくるので注意しましょう。



持ち物

- ✓ 源泉徴収票
- ✓ 通帳
- ✓ ハンコ

確定申告に行こう

確定申告は過去5年以内のものまで受け付けています。源泉徴収票は、確定申告する年に働いたアルバイト先すべてのものが必要です。アルバイト先に問い合わせで発行してもらいましょう。

将来的には、源泉徴収票を持参しなくても、マイナンバーカードだけで確定申告の手続きができるようになるかもしれませんね…！

- Q. 留学生にもマイナンバーは公布されるの？
A. 外国籍でも日本に住民票のある方は対象となります。

- Q. 留学生も日本で所得税を払わなければならないの？
A. 留学生等が免税を受けられるかどうかは相手国との租税条約によって異なります。
※詳細は国税庁もしくは財務省のホームページを確認して下さい。

- Q. 所得税の免税措置を受けている留学生もアルバイト先にマイナンバー提供をしなければいけないの？
A. 会社は市区町村に給与支払報告書を提出しなければならず、それらの書類にマイナンバー記載が必要のため、免税措置を受けている人もマイナンバーを提供してください。

Q & A 留学生のアルバイトとマイナンバー



マイナンバーで
学生も楽トクに



税に関する詳細はこちら
【国税庁HP】 <http://www.nta.go.jp>
税に関するお問い合わせはお近くの税務署で。

注意点をCHECK マイナンバー制度スケジュール

平成27年10月までに

自分の住民票がどこにあるのか確認を行い、
確実に受け取れるように準備すること。

平成27年10月から
お手元にマイナンバー通知が届きます。

マイナンバーはみだりに他人に教えないこと。
通知カードは絶対に捨てないこと。

平成28年1月から
社会保障・災害対策・税の行政手続きで
マイナンバーが必要になります。
申請者には個人番号カードを配布します。

アルバイト先にマイナンバー提供を
求められた場合、個人番号カード
または通知カードと
身元確認書類(学生証等)を持っていくこと。

平成29年1月から
マイナポータルが開始予定です。

年末調整、確定申告の季節。
給与と所得税を確認すること。